

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 文書の取扱い</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p><u>第4節 官報報告（第40条・第41条）</u></p> <p>第5節 [略]</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第4節 官報報告</u></p> <p><u>（官報報告）</u></p> <p><u>第40条 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）により行う官報報告は、岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）に定めるもののほか、次条の規定によらなければならない。</u></p> <p><u>（官報報告原稿）</u></p> <p><u>第41条 官報報告原稿は、それぞれの事項についての主管課長等（当該事務を担当する課長等をいう。以下同じ。）のもとで起案し、教育企画推進監に合議の上、岩手県官報報告規則第2条の規定による官報報告主任に送付しなければならない。</u></p> <p>。</p> <p><u>（登載手続）</u></p> <p>第43条 県報に登載する事項（以下「<u>県報登載事項</u>」という。）についての主管課長等は、<u>県報登載事項に係る電磁的記録を作成するものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>（保存期間の延長）</u></p> <p>第54条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 文書の取扱い</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p><u>第4節 削除</u></p> <p>第5節 [略]</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第4節 削除</u></p> <p><u>第40条及び第41条 削除</u></p> <p><u>（登載手続）</u></p> <p>第43条 県報に登載する事項（以下「<u>県報登載事項</u>」という。）についての主管課長等（<u>当該事務を担当する課長等をいう。以下同じ。</u>）は、<u>県報登載事項に係る電磁的記録を作成するものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>（保存期間の延長）</u></p> <p>第54条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p>

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第10条の規定に基づく開示請求があったもの 同条例第16条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求があったもの 同法第82条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) <u>個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）第9条の規定に基づく死者情報の開示請求があったもの 同条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第82条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）に規定する個人情報の開示に係る公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第5条第5項に規定するファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。